令和３年３月
旭川市保健所

昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性へ

風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。

▶　風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています**。

▶　そのため、昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者とし、クーポン券をお届けしています。

※予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条第１項の規定に基づく定期の予防接種

▶　対象者の方には、**シール形式のクーポン券を利用して、まず抗体検査を**受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

※転入者の方で，転入前の市区町村で抗体検査を受けた方は，再度旭川市で抗体検査を受けることはできません。

～抗体検査･予防接種までの流れ～

対象者にクーポン券を送付しています。
クーポン券の有効期限が令和４年２月まで延期されました。クーポン券に記載されている期限が経過していても使用できますので、そのまま実施機関にお持ちください。

↓

抗体検査（クーポン券、本人確認書類が必要です）
医療機関で採血による検査を受けます。予約が必要な場合がありますので必ず事前に医療機関にお問合せの上受診してください。

抗体検査の結果が届きます
（※医療機関に結果を受け取りに行くこともあります）

抗体なし
- 風しんへの抵抗力がありません。
- 風しんにかかるリスクがあります。

↓

予防接種を受けましょう
（クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知が必要です）

抗体あり
- 風しんへの抵抗力があります。
- 定期の予防接種の対象となりません。

★ 予防接種は、当日の体調や基礎疾患等で受けられない可能性もあります。また、接種後、副反応が発生するおそれもありますので、必ず医師と相談してください。

クーポン券がお手元にない場合は，再発行ができますので，下記お問合せ先まで御連絡ください。

クーポン券（イメージ）

医療機関や健診会場の窓口でクーポン券を提示すれば、風しんの抗体検査や風しんの予防接種を受けられます。

～受けられる場所について～

★ 抗体検査は、
① 事業所健診や特定健診の機会に、その場で受けられます※1。
※1勤務先の企業（事業所健診の方）や市区町村（特定健診の方）にお問い合わせください。
② 本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます※2。
※2予約が必要な場合がありますので必ず事前に問合せの上受診してください）。

★ 予防接種は、
本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

★ 抗体検査･予防接種を受けられる全国の医療機関等のリストは、厚労省HPに掲載しています。

よくあるご質問

Q　どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A　風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

風しんの追加的対策の詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策　検　索

（お問合せ先）
旭川市保健所　健康推進課　保健予防係
電　話：0166-25-9848
E-mail：kenkousuisin@city.asahikawa.hokkaido.jp